

## 第6 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 道の推進体制

道では、条例第19条に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする「北海道人口減少問題対策本部」を設置しており、引き続き、全庁を挙げて少子化対策に取り組めます。

また、「北海道人口減少問題対策本部」の下に、各部関係課長等による「少子化対策推進部会」を設置し、引き続き、計画の進捗状況などの進行管理等を行います。

#### (2) 地域における推進体制

少子化対策を推進する上で、地域の特性や実情を踏まえた取組が重要となることから、振興局ごとに設置している「少子化対策圏域協議会」において、少子化対策に係る情報交換や検討協議を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

#### (3) 北海道子どもの未来づくり審議会

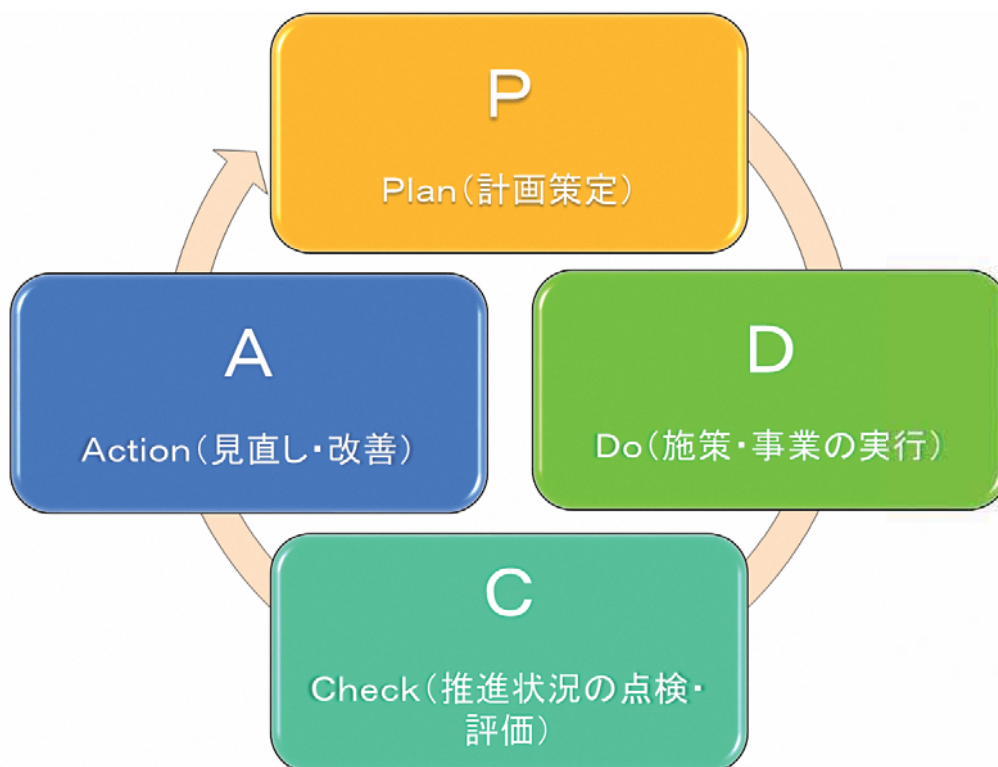
道では、条例第22条に基づき、少子化対策を推進するための知事の諮問機関として、「北海道子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、これまで少子化対策の重要事項の調査審議等を行っており、今後とも計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に搭載する施策や事業の進め方などに反映していきます。

### 2 計画の点検評価

計画の推進状況については、条例第21条に基づき、毎年公表します。

毎年度実施する点検評価に当たっては、各年度の取組や事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるよう努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、必要に応じ、調査等を行います。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検手法により、施策の内容や取組方法等の不断の見直しを行います。



この計画は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の達成に資するものです。

※2015年9月の国連サミットで「Transforming our world : the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択され、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められた。